

こどもまんなか実行計画 2024 の実施に向けた意見書

令和6年5月16日

こども家庭審議会

1. こどもまんなか実行計画を進める上で心がけるべきことに関する意見

- ・こどもまんなか社会を実現するためには、こどもと関わる大人が一人一人意識を変えていきながら、それぞれの立場でこどもまんなか社会の実現に向けて何ができるかということを考えることが重要である。
- ・政策間の狭間、省庁間の狭間、我々が心に抱えているバイアスの根絶、地域間格差の是正に努め、こどもまんなかにするという事、そして、その一丁目一番地に絶えず立ち戻ることが重要である。
- ・支援してほしいという声が目の前にあるのに対して、どうやって支援するかを行政だけで改めて話し合うのではなく、目の前の意見を持っている人や支援を必要としている人たちに対して、まずは手を差し伸べて、面と向き合って対話していくことが重要である。
- ・少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律の規定やこども未来戦略に基づく「加速化プラン」との対応関係を整理し、分かりやすく示すことが必要である。

2. ライフステージを通じた重要事項に関する意見

- ・こどもに対する食育の推進に当たっては、地域食材への理解や地域の生産者への感謝の念が深まるよう、地場産物の活用を積極的に図っていくことが重要である。
- ・入院中のこどもやその家族らが安心して入院生活を送ることができるように、入院付き添いの環境改善の取組について充実させる必要がある。
- ・子育て・生活支援から就業支援まで様々な支援メニューがある中、一人ひとりに寄り添いながら必要な支援につなげることが重要である。
- ・こども食堂などの生活支援や学習支援は、貧困で厳しい状況にあるこどもたちが確実に利用できるようにすることが課題である。類似の事業である生活困窮者自立支援法に基づく学習事業と連動し、全体として支援の質が向上するようにすることが重要である。また、長期休暇中や、高校生・若者世代など給食のない世代への食事の支援も重要である。
- ・就労支援により、どれだけのひとり親家庭が就労や生活の安定につながったのか等、施策の結果検証が必要である。
- ・こどもの貧困について、どのようなこども・若者がより良い状態になったか、

- そのためにどの政策的な支援が重要であったかを把握していく必要がある
- ・ふたり親の低所得家庭の問題など、親が十分に子どもを守り切れないような家庭、親機能が十分に発揮されないような家庭の問題への対応をしっかりと視野に入れていく必要がある。
 - ・親権、養育費、DVなど、家族法制の在り方は子どもに関する問題でもあるため、子ども家庭庁の関わりが求められる。
 - ・自治体子ども計画の策定に当たり、子どもの貧困対策の計画を独自に策定しているところは全体の中に組み込まれることになるが、個別の対策が後退することがないように留意する必要がある。
 - ・国においても各地方公共団体においても、全ての施策について、障害の有無にかかわらず全ての子どもは子どもであるということを前提として考えることが重要である。
 - ・障害があってもなくても子どもを育てやすい社会になることが重要である。
「障害のある子どもを安心して育てられる社会」は「全ての子どもを安心して育てられる社会」であり、施策をバラバラと作っていくのではなく、全ての子どもにとっての基盤となるものをしっかりと作った上で、重なる施策は束ねていくなど、施策自体もインクルージョンしていく考えが必要である。
 - ・専門的支援が必要な子どもとして、医療的ケア児や聴覚障害児だけでなく、行動障害を有する子どもも対象として施策を進めることが重要である。
 - ・医療的ケアに対応できる障害児入所施設や児童養護施設等の社会的基盤の不足だけでなく、経済的困窮や虐待など家庭の養育力に課題があるなどの要因により、医療機関での入院治療を終えても退院できず、長期間にわたって医療機関で過ごす子どもたちの実態を把握する必要がある。
 - ・専門的支援が必要な子どもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化するに当たっては、障害当事者団体との連携も必要である。
 - ・障害の有無にかかわらず、家族への支援が重要である。障害がある子どもと家庭に対するニーズに応じた社会的な対応が必要である。全ての子どもに対する「子どもまんなか社会」をつくっていくためには、子どもや親に選択の責任を求めるだけでなく、養育を分かち合い、小さなニーズに気づくことからサポート的な支援につなげる必要がある。そのためには、子ども家庭センターとの連携や、児童発達支援センター等を中心とした地域作りが重要である。
 - ・福祉サービスの支給決定や学校における医療的ケアの実施、通学支援や通学先の選択等に関して、地域間格差が非常に大きいことから、一定程度の標準化を図る方策や、人材リソースの共有や要件緩和により、人材の効率的な配置ができる体制・制度について検討する必要がある。
 - ・子ども家庭センターにおいて、サポートプランの作成やアウトリーチ支援等が

充実するよう、人材の確保や体制の強化が必要である。また、都道府県（児童相談所）と市町村（こども家庭センター）との間で個別ケースの連携をこれまで以上に強くするとともに、こども家庭センターにおいては学校や精神科医療機関、予期せぬ妊娠をした特定妊婦等に係る妊産婦等生活援助事業などの各種機関や事業との十分な連携が必要である。こうした施策の検討の前提となる虐待の実態の把握を進める必要がある。

- ・こども家庭センターが家庭支援事業（子育て短期支援事業（令和4年児童福祉法等改正により親子での入所が可能に）、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）を十分に活用する必要がある。
- ・こども家庭ソーシャルワーカーについて、まずは第一期の資格保有者の輩出を着実にを行うとともに、施行後2年目途の検討において、海外の状況や実際に必要とされている専門性や経験についての情報収集や十分な議論による論点整理が必要である。
- ・令和7年度から令和11年度までの次期都道府県社会的養育推進計画について、策定要領に基づき、これまでの取組や達成見込みの要因等を分析した上で、里親等委託率をはじめ、里親登録数やファミリーホーム数等の目標を設定するとともに、具体的な取り組み方針等を明らかにした計画を令和6年度末までに策定し、改めて地域の実情に応じた支援・取組の見直しを進めるとともに、目標達成に向けた取組を進める必要がある。
- ・里親等委託の推進に当たり、都道府県のみならず、市町村の関与が重要である。
- ・里親等委託率の国の目標について、自治体格差を改善し、より多くの自治体で家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく取組を進める必要がある。
- ・里親支援センターが期待される役割を果たせるよう、人材養成等を進める必要がある。
- ・里親等委託の推進に当たり、都道府県のみならず、市町村の関与が重要である。
- ・社会的養護関係施設の高機能化について、施設で暮らすこどもの状況や、こどもへの支援内容を踏まえて、検討を進める必要がある。
- ・社会的養護経験者や、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等への支援を進める必要がある。
- ・家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援を進める必要がある。
- ・各地方公共団体で行われている安全教育の取組の推進について検討が必要である。

3. ライフステージ別の重要事項に関する意見

- ・妊娠、出産、子育てについて、特定妊婦だけでなく全ての子育て当事者に切れ目のないケアが必要である一方で、自分だけで子育てをしなくてはと誤ってしまっている人が多い。「こどもまんなか社会では切れ目ない支援がある」ということを広報していくことが重要である。
- ・全てのこどもの「はじめの100か月」の育ちを支援・応援するため、「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策を「こどもまんなか実行計画」にしっかりと位置づけ、本ビジョンの考え方を踏まえてこれらの施策を推進することが重要である。
- ・「こども誰でも通園制度」の創設について、障害の有無にかかわらず、制度を利用できるようにすることが必要である。また、親子通園によって保護者・養育者が他の保護者や専門機関等につながるようにすることや、制度が必要な家庭への利用の推奨、必要に応じた家庭状況の把握等を通じて、切れ目なく機能させることが重要である。
- ・重大ないじめの発生件数、不登校児童生徒数が過去最多となっていることを踏まえ、いじめ・不登校対策を推進する必要がある。

4. 子育て当事者への支援に関する重要事項に関する意見

- ・こどもの給付に関わるようなものや負担軽減に関わるものについては、エビデンスがあるのかということを確認し、全省庁で共有する必要がある。
- ・子育てと仕事を両立など、若い世代がそれぞれの希望に応じて、家族を持ち、こどもを産み育てることができる環境を整備していくためにも、病児保育を充実していくことは重要であるが、より利用しやすい制度としていく必要がある。他方で、こどもが病気の時に、こどものそばにすることができる働き方ができる社会の仕組みをつくっていくことも重要である。
- ・出生率や出生数が想定以上に下がっている現実から目を背けず、現金給付と現物給付の両方を当事者が実感できる支援、若者の就職を含めた切れ目ない支援、それぞれの地域に応じた支援により、少子化対策をしっかりと進めていく必要がある。

5. こども・若者の社会参画・意見反映に関する意見

- ・「こども若者★いけんぷらす」については、以下の実現を念頭に事業を進めていく必要がある。
 - ・登録者数を1万人程度にする
 - ・テーマや質問内容にこども・若者が関わられるようにする
 - ・年齢や発達の程度に応じて、多様な意見を聴くことができるよう、工夫する

- ・聴取した意見を個人情報保護を行った上で一覧にする
- ・国や地方公共団体の取組状況調査の結果から、何ができていて何ができていないか、何が良くなったかを検討できるようにしていく必要がある。
- ・地方公共団体が自らファシリテーターを養成・育成できるようになることを目指して取組を進めていく必要がある。
- ・子どもや若者が主体となって活動する団体を後押しする方法について検討していく必要がある。
- ・全ての子ども・若者が自由に意見を表明しやすい環境となるよう、取組を進めていく必要がある。
- ・子どもや若者から意見を聴く方法、子どもや若者が参加する方法について、評価方法を検討できるようにしていく必要がある。
- ・地方公共団体に置かれている相談救済機関において寄せられた意見の取り扱い方について調査し、その結果を踏まえて、どのようなことができるか検討していく必要がある。

6. 子ども施策の共通の基盤となる取組及び施策の推進体制等に関する意見

- ・子ども施策は、明示的な変化や効果があるものだけが重視されるのではなく、その存在自体に社会的な意義があり、E B P M (Evidence Based Policy Making) のありようも難しく、エビデンス自体をどう捉えるのかということも検討の余地が大いにあるが、当事者の方々の意見を聴くことをE B P Mという政策の仕組みとどう接合させていくかをしっかりと考えていくことが必要である。
- ・定められた目標に対する取組状況を毎年明確に把握し、具体的な施策を検証していくことが重要である。
- ・数値目標・指標あるいはその評価について、質的なことも含めて、子どもの権利という観点から評価をするような仕組みを議論していく必要がある。
- ・今後、支援の担い手の確保が難しくなるため、支援を担う人材にどのように目を向けてもらうか、どのように人材を確保するかが課題である。
- ・子ども家庭審議会において、委員からの発議により調査審議を行っていくことが重要である。
- ・子ども家庭審議会の各分科会・部会に各分野の当事者や専門家が参画し、排除される分野がないように取り組んでいく必要がある。また、分科会・部会間の連携が必要である。
- ・施策の実施状況や子ども大綱に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、次の子どもまんなか実行計画に反映していくプロセスについて、子ども家庭審議会で議論を深めるべきである。
- ・指標がどういった形で政策の中に活かされているのか、子ども家庭審議会の各

分科会・部会で議論することが必要である。

- ・地方公共団体が、社会と繋がれていない人たちにどこまで支援や意識を届けるか、地方公共団体として何ができるかということ絶えず考えること、困難を抱えている当事者だけではなく、興味がない、必要と感じていない、意識していない人々にも支援を届けていく必要があることを意識することが重要である。
- ・政策の方向性や予算規模等は子ども・子育て政策を進めていく地方にとって非常に影響が大きいことから、本実行計画を策定、実施、評価するに当たっては、地方の意見もしっかりと反映することが重要である。
- ・全国一律で行う施策をしっかり実施すること、各地方公共団体に応じた取組が柔軟にできるようにすること、その財源を確保することが重要である。
- ・こども施策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方公共団体であることから、こども大綱に記載される施策を推進するため、国においては地方公共団体と十分に連携するとともに、必要に応じて自治体への支援を行うことが必要である。その際、都市部と地方の人口減少地域では、こどもを取り巻く環境が大きく異なっていることから、地域の特性・状況も踏まえた内容とし、地域格差が生じないように留意が必要である。都道府県ごとのデータや都市部と地方の関係など、データに基づきながらきめ細かな政策を実施していくことが重要である。
- ・地方公共団体の事務や財政の負担とならないように、施策の実施に当たって、地方公共団体の実情を考慮した上で、必要な準備期間の確保や具体的で速やかな情報共有を行うなど、地方公共団体と関係省庁と連携して取組を推進していくことが重要である。また、地方公共団体間の差が生じないように、人材の確保・育成・定着に係る支援が重要である。